学童クラブ一覧表の案内もございます。

ぜひご覧ください。

****



**令和６年度　放課後学級一覧表**

保護者が就労等により，昼間家庭にいない小学生の放課後の居場所づくりとして，放課後児童健全育成事業を実施して

います。水戸市には，小学校で開設している「放課後学級」と民間の「学童クラブ」があります。

**１　放課後学級**

（１）　放課後学級一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施 設 名 | 所 在 地 | 電話番号 | 開設時間 |
| 三の丸小学校放課後学級 | 水戸市三の丸１丁目６番51号 | 090-6929-0108 | 放課後～18時30分 |
| 五軒小学校放課後学級 | 水戸市金町３丁目２番25号 | 090-6924-6116 |
| 新荘小学校放課後学級 | 水戸市新荘２丁目11番１号 | 090-6924-6708 |
| 城東小学校放課後学級 | 水戸市城東２丁目７番62号 | 090-6927-9507 |
| 浜田小学校放課後学級 | 水戸市浜田１丁目１番１号 | 090-6927-1511 |
| 常磐小学校放課後学級 | 水戸市西原１丁目３番12号 | 090-6927-6735 |
| 緑岡小学校放課後学級 | 水戸市見川町2563番地 | 090-6922-6911 |
| 寿小学校放課後学級 | 水戸市平須町1809番地の１ | 090-6927-0829 |
| 上大野小学校放課後学級 | 水戸市東大野106番地の１ | 080-1322-9884 |
| 柳河小学校放課後学級 | 水戸市柳河町318番地の１ | 090-6926-8034 |
| 渡里小学校放課後学級 | 水戸市堀町468番地の１ | 090-6922-6062 |
| 吉田小学校放課後学級 | 水戸市元吉田町1757番地の１ | 090-6921-9645 |
| 酒門小学校放課後学級 | 水戸市酒門町1445番地の１ | 090-6922-6010 |
| 石川小学校放課後学級 | 水戸市石川４丁目4035番地 | 090-6929-1416 |
| 飯富小学校放課後学級 | 水戸市飯富町4420番地の１ | 080-1322-9885 |
| 河和田小学校放課後学級 | 水戸市河和田町1019番地 | 090-6922-6672 |
| 上中妻小学校放課後学級 | 水戸市大塚町1086番地の２ | 090-6923-9346 |
| 見川小学校放課後学級 | 水戸市見川２丁目96番地の３ | 090-6923-0126 |
| 千波小学校放課後学級 | 水戸市千波町1443番地の２ | 090-6926-9485 |
| 梅が丘小学校放課後学級 | 水戸市姫子１丁目827番地の２ | 090-6927-6557 |
| 双葉台小学校放課後学級 | 水戸市双葉台５丁目25番地 | 090-6927-6586 |
| 笠原小学校放課後学級 | 水戸市笠原町347番地の17 | 090-6938-2701 |
| 赤塚小学校放課後学級 | 水戸市河和田２丁目2116番地の１ | 090-6927-1865 |
| 吉沢小学校放課後学級 | 水戸市吉沢町169番地の１ | 090-6924-8156 |
| 堀原小学校放課後学級 | 水戸市新原１丁目７番１号 | 090-6921-9120 |
| 下大野小学校放課後学級 | 水戸市塩崎町666番地 | 080-1322-9886 |
| 稲荷第一小学校放課後学級 | 水戸市大串町142番地の１ | 090-5536-8187 |
| 稲荷第二小学校放課後学級 | 水戸市百合が丘町997番地の204 | 090-6927-9461 |
| 大場小学校放課後学級 | 水戸市大場町2489番地 | 090-2621-9078 |
| 鯉淵小学校放課後学級 | 水戸市鯉淵町3000番地 | 090-6929-4456 |
| 妻里小学校放課後学級 | 水戸市中原町682番地 | 090-6921-6478 |
| 内原小学校放課後学級 | 水戸市内原町1451番地 | 070-4310-5868 |
| 国田義務教育学校放課後学級 | 水戸市下国井町2595番地の１ | 090-2656-8202 |

※土曜日の開設時間は，８時～18時までとなります。

（２）　放課後学級の負担金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 負担金月額　月　　　　利用区分 | 通　常 | 減　額　時（市町村民税均等割のみ課税世帯） | 備考 |
| 土曜日利用あり | 土曜日利用なし | 土曜日利用あり | 土曜日利用なし |
| ４月 | 通月（１日～30日） | ６，６００ | ５，０００ | ３，３００ | ２，５００ |  |
| １日～始業式の前日 | ２，４００ | ２，０００ | １，２００ | １，０００ |
| 始業式～30日 | ４，２００ | ３，０００ | ２，１００ | １，５００ |
| ５月 | 通月（１日～31日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| ６月 | 通月（１日～30日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| ７月 | 通月（１日～31日） | ６，６００ | ５，０００ | ３，３００ | ２，５００ |  |
| １日～終業式 | ３，２００ | ２，０００ | １，６００ | １，０００ |
| 終業式の翌日～31日 | ３，４００ | ３，０００ | １，７００ | １，５００ |
| ８月 | 通月（１日～31日） | ８，６００ | ７，０００ | ４，３００ | ３，５００ | 13日～16日は休所日 |
| １日～始業式の前日 | ７，７００ | ６，５００ | ３，８５０ | ３，２５０ |
| 始業式～31日 | ９００ | ５００ | ４５０ | ２５０ |
| ９月 | 通月（１日～30日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| 10月 | 通月（１日～31日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| 11月 | 通月（１日～30日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| 12月 | 通月（１日～28日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ | 29日～31日は休所日 |
| １日～終業式 | ４，２００ | ３，０００ | ２，１００ | １，５００ |
| 終業式の翌日～28日 | １，４００ | １，０００ | ７００ | ５００ |
| １月 | 通月（４日～31日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ | １日～３日は休所日 |
| ４日～始業式の前日 | １，４００ | １，０００ | ７００ | ５００ |
| 始業式～31日 | ４，２００ | ３，０００ | ２，１００ | １，５００ |
| ２月 | 通月（１日～29日） | ５，６００ | ４，０００ | ２，８００ | ２，０００ |  |
| ３月 | 通月（１日～31日） | ６，６００ | ５，０００ | ３，３００ | ２，５００ |  |
| １日～終業式 | ４，２００ | ３，０００ | ２，１００ | １，５００ |
| 終業式の翌日～31日 | ２，４００ | ２，０００ | １，２００ | １，０００ |

（注１）生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は，申請により免除となります。

　　　　市町村民税均等割のみ課税世帯は，申請により１／２となります。

（注２）おやつ代等の別途負担がある施設があります。

（注３）新１年生については，４月の利用区分中「始業式」を「入学式」と読みかえてください。

（注４）月途中から利用開始された場合や，利用されない日があった等の場合でも，日割計算は実施しておりません。

**２　放課後学級と学童クラブのちがい**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 放課後学級 | 学童クラブ |
| 実施主体 | 公設民営 | 民設民営 |
| 実施場所 | 小学校の余裕教室等 | 幼稚園，認定こども園，保育所，その他民間施設 |
| 対象 | 保護者が就労等により，昼間家庭にいない小学生 |
| 開設時間 | 平日：放課後　～　１８時３０分土曜日：８時　～　１８時長期休業期間等：８時　～　１８時３０分 | 各学童クラブにより異なる |
| 送迎 | 送迎なし | クラブによっては，送迎あり |
| 利用申込 | 各放課後学級へ直接お申込みください。 | 各学童クラブへ直接お申込みください。 |
| 問合せ | **こども政策課　℡３５０－５５７７** | 学童クラブの詳細については，**直接各学童クラブ**へお問合わせください。 |

**３　申込方法**

放課後学級に設置してある所定の様式に必要事項を記入の上，必要書類を添付し，入級を希望する放課後学級へ提出ください。

　　様式は，水戸市のホームページからもダウンロードすることができます。

　　なお，入級者数の状況により，入級をお待ちいただくこともあります。

**４　よくある質問**

**Ｑ：放課後学級を利用したいのですが，申込方法や時期を教えてください。**

Ａ：随時受付をしています。上記，申込方法を御覧ください。

書類の審査等にも時間をいただきますので，申請の際は，利用開始の月の前月20日までに提出してください。

**Ｑ：放課後学級の負担金について，低所得者向けの減免制度等はありますか。また，申請手続きを教えてください。**

Ａ：生活保護受給世帯，当該年度分の市町村民税が非課税又は均等割のみ課税されている世帯は減免となります。

放課後学級に設置してある「放課後学級事業保護者負担金減免申請書」を提出してください。

**Ｑ：現在，就労していないのですが，放課後学級を利用することはできますか。**

Ａ：就労されている証明書を提出いただくことになっていますので，就労されていない場合は御利用いただけません。

ただし，入院や出産等，特段の事情がある場合は御相談ください。

**Ｑ：放課後学級の開設時間内にはお迎えに行けません。他に預かってもらえるところはありますか。**

Ａ：民間の学童クラブ又は水戸ファミリー・サポート・センター（℡303-7277）に御相談ください。

**Ｑ：学区外の小学校に通学しています。放課後学級を利用できますか？**

Ａ：小規模特認校や国田義務教育学校に通われている場合は利用が可能です。
親族宅や職場など，保護預かり者の所にお子さまを下校させる理由で学区外の小学校に入学している場合は，放課後学級の利用はできません。